

郵送請求用 転出届

該当する箇所に記入してください。

- 転出届（転出証明書の交付を希望する場合）
- 「転入届の特例」を適用した転出届（転入届の特例を希望する場合）

※「転入届の特例」とは、今回転出する人の中に現在有効な個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合、転出証明書の交付を省略し、カードを利用した転入届ができる制度です。「転入届の特例」を適用した転出届は、引越し日から14日以内に、カードを持参して新住所地の市区町村窓口にて転入届ができる方が対象となります。また、転入届の際にはカードの提示に加え、カード4桁の暗証番号の入力が必要です。

転出する 世帯員	<input type="checkbox"/> 全員	転出する 世帯員の 氏名	個人番号カード 又は住基カード	有・無	個人番号カード 又は住基カード	有・無
	<input type="checkbox"/> 一部		生年月日：明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	生年月日：明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	個人番号カード 又は住基カード	有・無
いままでの 住 所						
いままでの 世 帯 主				いままでの世帯主が 転出する場合、次に世 帯主になる人の氏名		
引越し日	令和 年 月 日					
新 住 所						
新住所の 世 帯 主						

届出人氏名 _____ (印) ※署名または記名・押印（自署の場合は押印不要）

届出人住所 _____

届出人連絡先 _____ ※平日午前8時30分から午後5時15分の間に連絡のとれる電話番号を記入してください

郵送による転出届（転出証明書請求）について

転出届を郵送で行う場合は、「郵送請求用 転出届」に必要事項を記入し、現在住民登録のある市区町村役場あてに請求してください。

同封していただくもの

- ・届出書（郵送請求用 転出届）
- ・届出人の本人確認できる身分証明書等のコピー（運転免許証、パスポート、在留カード、健康保険証等）
- ・返信用封筒・・・返信用切手を貼付し、返信先住所（転出先の新住所又はいままでの住所）と返信先宛名（届出人氏名）を記入してください。
ただし、「転入届の特例」を適用した転出届及び国外への転出届は、転出証明書の交付がないため、返信用封筒の同封は不要です。

注意事項

- ① 市区町村によっては手続き方法が異なる場合もございますので、お電話で確認したうえで手続きをしてください。
- ② やむを得ず代理人が手続きする場合は、同封していただくものが異なりますので、下記までお問い合わせください。
- ③ 国民健康保険証、介護保険証、印鑑登録証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、子ども医療費受給者証等をお持ちの方は、旧住所地へ返却してください。
- ④ 不正な手段で転出証明書の交付を受けた場合は5万円以下の過料に処せられます。

参考

（個人番号カード）



（通知カード）



お問い合わせは・・・

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所市民課戸籍住民担当

電話 0545-55-2749

※「転入届の特例」に利用できる個人番号カードとは、顔写真付きのプラスチック製のカードで、申請された方のみが所持しているものです。紙製の通知カードとは異なります。
紙製の通知カードでは「転入届の特例」を適用した転出届はできませんので御注意下さい。